貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	有限会社岩内海同運輸（法人番号９４３００００２０５７４１７）代表者酒井良子	北海道岩内郡岩内町字御崎６－４	本社営業所	北海道岩内郡岩内町字御崎６－４	R4.10.26	処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項他１件	令和４年８月３０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）点呼の一部が実施されていなかったこと。（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（２）運転者に対する指導監督の記録違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	4	4
	以下余白									